

## 平成15年12月9日(火曜日)第4回定例会

## 出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年12月第4回定例会

議事日程第3号

平成15年12月9日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

平成15年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

## 一般質問通告書

平成15年12月9日(火)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	(仮称)広域農業振興 公社設立構想のその後 について	設立への進み具合について 「水田農業ビジョン」の中に想定 がなされるなら、その位置付けに ついて	3番 鴨 田 俊 廣	市 長
10	中学校給食について	市長の中学校給食に対する考え方 について 中学校給食の実施を求める多数の 署名をどう受けとめるか 合併協議会における中学校給食の 取り扱いについて	16番 佐 藤 暘 子	市 長  教育委員長
11	合併問題について	合併期日を特例法の期限後とした 場合の見解は 合併後の長期の財政シミュレーシ ョンを提示すべきではないか 中学校給食の取り扱いについて	18番 内 藤 明	市 長  教育委員長
12	教育委員会制度につい て	政府の構造改革特区等における教 育委員会制度の廃止や不必要論に対 する市長の見解は		市 長
13	下水道整備計画につい て	報告書に示された平塩橋への汚水 管の暫定添架の可能性と他の方策に ついて		市 長

再　　開　　午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

## 鴨田俊・議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号9番について、3番 鴨田俊・議員。

〔3番 鴨田俊・議員 登壇〕

鴨田俊・議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、そして、この問題に関心のある市民の皆様の声をお聞きいたし、また、私が日ごろ感じていることの一端を述べさせてもらいながら質問させていただきます。簡潔に質問をいたしますので、市長には答弁よろしくお願いを申しあげる次第であります。

質問の前に一言だけ申し上げたいことがございます。ことし平成15年度は10年ぶりの冷害の年でありました。この村山地方は米作の作況がその指数92の不良の年でありました。特に、中山間部の稲作にとって大きな被害があった模様であります。被害に遭われた農家の皆様には改めて心からお見舞いを申しあげる次第であります。

私は、このような冷害の年にあって、米は主食であり米は食生活の中心であるとともに農政の中心との認識が改めて強く感じた次第でありました。水稻共済金の年内支払いや必要な救済措置につきましては、速やかな執行がなされますよう希望するものであります。

それでは、質問に移ります。

通告番号9番、(仮称)広域農業振興公社設立構想のその後についてであります。

この質問は一度前に質問されたものであり、その後どうなっているのか改めてお尋ねいたしたく質問する次第でございます。

さて、ここ数年来、水田農業や果樹農業を取り巻く環境が量的にも質的にも大きく変化してきているのであります。米余りのため昭和40年代後半から開始された減反転作事業は30年以上の歴史を持ち、農業の形態や米価の動向に大きな影響をもたらしたことは周知のとおりであります。そして、現在M A米の輸入や食生活の多様化による米消費の減退などもあり、米余りの現象は一向に改善されない状況であります。それに伴って米価も補助金なしには相当つらい状況が続いていることも事実であります。ここ数年、大幅な生産調整が続く中、農業従事者の高齢化や担い手不足もありまして、水田の耕作放棄地が中山間地のみならず平地の水田にも見られるようになってきている現実があります。

ところで、水田には転作としてさくらんぼを主体とした果樹も植えられ、ふえてきました。その結果、さくらんぼだけを見ても、その樹園地面積は30年前の2倍以上になっており、その反面、耕作者は半分になっております。このような状況の中で、さくらんぼを主とする果樹園でも耕作放棄地が進んでおります。そして、果樹園の耕作放棄地は水田のそれよりもずっと多いのが現実であります。

農業従事者の減少や高齢化の早さに対して、耕作を引き受ける個人・法人を含めた担い手育成のおくれが農地の耕作放棄の拡大を許していることとなっております。つまり、生産者・JAなど関係団体、そして地域全体がこれに対応できずにいるのが現状であります。市は当然関心を払っているものとおもっております。寒河江、そして西村山地方の農業がこれから急速に衰退していくのではないかという危機感があり、その対策としてJAさがえ西村山から提案されたのが、(仮称)広域農業振興公社の構想であります。

ここで(仮称)広域農業振興公社について、まとめておきたいと思っております。

設立の趣旨といたしましては、農地の流動・集積化等の事業を通して耕作放棄地の解消、担い手不足・高齢者による労力不足等の諸問題に対して、行政、関係機関一体となって地域の農業の振興を図ることとあります。

具体的事業の内容としては、農地保有合理化事業、農作業受託事業、担い手育成事業、中山間地対策事業、その他営農支援に関する事業などが考えられております。

以上のような設立趣旨と具体的な事業内容で農地の耕作放棄を防止し、担い手を育成しながら地域農業の振興を図るものであります。

JAさがえ西村山は、管内各市町に対して出捐金を要請したりして、できるだけ早くこの公社構想を立ち上げるべく提案してきたわけでありまして、JAさがえ西村山と各市町は平成13年8月からこの構想を協議してき

ております。

このような情勢下にあり、平成14年9月の鈴木賢也議員の質問に対して市長の答弁では「農地保有合理化事業については農業委員会との整合性、農作業受託事業など直接経営した場合の具体的な手法、出捐金の問題、経営面の採算性などの検討が必要」との答弁でありました。そして、「どのような支援ができるか検討していきたい」と答弁を行っております。

あれから1年以上たっております。JAから提案されてから2年以上たっております。そして、まだ設立には至っておりません。この間、耕作放棄地、遊休農地は確実にふえているものと思っております。何事も予防のうちには軽微な労力で済むが、事が大きくなると労力や予算は放物線的に大きくなるものであります。一日も早く耕作放棄の予防組織となり得るこの公社設立を達成すべきと考えるものであります。

そこで、質問であります。このJAから提案された（仮称）広域農業振興公社の設立の構想について現在はどうなっているのでしょうか。そして、どう進展しているのでしょうか。そして、現在の状況について、どのような考えでおられるのか伺います。

さらに、市ではこの（仮称）広域農業振興公社の設立がおくれた場合など、耕作放棄地や遊休農地の拡大に対してはどのような対処を行っていくのか。以上、市長の見解をお伺いいたします。

次に、水田農業ビジョンの中に想定がなされるなら、その位置づけについてということでございます。

この（仮称）広域農業振興公社を設立すれば平成16年度から転作の基本構想となる地域水田農業ビジョンの達成に大きな手段として使える組織だとう私は思っております。したがって、地域水田農業ビジョンの中にこれをどう位置づけるべきなのかを考えてみたいと思います。

平成14年12月3日に政府は需要調整対策、流通制度や経営構造の対策など、米政策全体を大きく転換する米政策改革大綱を決定いたしました。それは水田転作においてできるだけ早く望ましい生産構造を実現するため、地域水田農業ビジョン策定と、それに基づく多様な取り組みを行い、平成22年までに農業構造の展望と米づくりの本来のあるべき姿の実現を目指すこととあります。この改革はいよいよ来年、平成16年度から始まるわけでありまして。

したがって、地域水田農業ビジョンづくりが今行われているものとう思っております。このビジョンの内容とは、おおよそ農地の流動化、担い手づくり、売れる米づくり、特産物の育成などの必要性が示されていると思っております。ところで、このビジョンの達成にはそれに向かって努力する実践組織、例えば集落営農実践組合とか、農業法人とかが必要になってくるのではないかとこう思っております。

しかしながら、このような集団はそう簡単に組織化できるものではないと私は思っております。リーダーの育成やら、共同作業を行うに当たっての理解や協力を地域の農家から得るには相当の時間が必要かとこのように思っているからでございます。

ここで、注目してもらいたいことは、実はビジョンの中身は先ほど述べた（仮称）広域農業振興公社の事業内容に含まれるのであります。ビジョン達成のために実践組合や農業法人をつくるよりも、市を含め関係団体がその気になって合意すれば、（仮称）広域農業振興公社をつくる方がずっと早いのではないかとこう思っております。

この（仮称）広域農業振興公社をつくってビジョン達成の先導役を担わせ、種々の経営ノウハウを蓄積していき、その間、集落営農実践組合や農業法人の育成を図りながら、最終的にはこれを育成するために実務労働的な部分をこれらに移していき、そして新しい集落営農形態を構築していく。このような方法がビジョンの早期達成には確実性が高いのではないかとこう思っております。

したがって、（仮称）広域農業振興公社を早期に設立して、これをビジョンの中に実践組織体と位置づけ、ビジョンの早期達成に供することが肝要と思うが、市長の見解を伺いたいと思います。以上、1問目といたします。



佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

農業振興公社の関係でございます。農地の耕作放棄地対策としての農業振興公社の活用でございますが、近年の農作物の価格低迷による農家収入の伸び悩み、農業者の高齢化、後継者の減少等により、遊休や耕作放棄農地が年々増加する傾向にございます。

御案内のとおりでございますが、こうした耕作放棄地は病虫害の発生源ともなり、隣地農地への悪影響や無断転用のおそれがあることから、平成11年度には農業委員会で耕作放棄地の実態調査を行っているところでございます。

その結果を見ますと、件数で171件、面積で約39ヘクタールでありました。同様の調査を平成4年度で実施しておりますが、その当時と比較すると、件数で3.3倍、面積で4.6倍となっており、耕作放棄地が増加している現状でございます。地区別では件数・面積とも白岩地区が4割を占めており、高松、醍醐を含めた西部地区全体で4分の3を占め、中山間地の農地荒廃が進行していることがうかがえます。

遊休化した理由につきましては、御指摘もありましたが、労働不足が4分の3、耕作不便が約2割ございました。また、所有者が考えている今後の活用方法としましては、現状維持、それから不耕作が6割、貸し付け希望は2割にすぎませんでした。

こうした現状を踏まえ、これまでの耕作放棄地の解消策については、中山間地総合整備事業や中山間地直接支払い制度による支援、農業委員会では農地利用権設定事業による農地のあっせん等を行いながら解消に努めてまいったところでありますが、思うように成果が上がっていないのが現状であろうかと思えます。

御質問の耕作放棄地解消の手法として、農業振興公社の活用でございますが、農業振興公社につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて設立される法人格を有する組織でございます。公社の主な事業としては、農地保有合理化事業、合理化事業の中には農地の一元管理とか農地の借り入れと貸し付けとあるわけでございますが、それから農作業受託事業、それは農作業を受託して経営するというところでございます。そして、職業紹介事業、いわゆる中核農家への労働力紹介でございます、等々ができるものでございます。これらの事業の活用による解消でございますが、特に、農地の一元管理及び借り入れと貸し付け、農作業の受託等の事業の活用等により、耕作放棄地の拡大防止の手法と思われるところでございます。

次に、公社の進みぐあいでございますが、この仮称でございますが、（仮称）広域農業振興公社の設立に向けた取り組み状況でございますが、耕作放棄地の拡大防止や後継者不足、労働不足等の解消につきましては、行政と関係団体が一体となった取り組みを図り、安定した農業経営の推進に努力していかなければならないと考えております。これらの諸問題を解決する手法としてさきに述べましたように、農業公社も一つの手法と思われるところでございます。

こうしたことから、JAさがえ西村山が中心となり、西村山の1市4町、村山総合支庁、西村山農業普及課が参画して、平成13年度から事務レベルで（仮称）広域農業振興公社の検討を進めてきたところでございます。

これまでの検討の中では、農業振興公社設置目的の明確化、直接経営した場合の収益性、出捐金の拠出根拠と用途目的、JAで取得している農地保有合理化法人と新たな公社との整合性、そして農地一元管理地図情報システムの導入の是非、事業全体での収益性、最後に市・各町の農業行政の格差などの多くの課題が出されているところでございます。

これらの課題については、広域農業振興公社の施策につながるものでありますので、慎重に検討していかなければならないものと考えております。また、JAでは当初の設立時期について、平成14年度を予定したところでありましたが、課題の整理がまとまらず現在に至っているところでございます。

こうした状況から、JAでは（仮称）広域農業振興公社設立までには時間がかかると判断し、ことし10月に公社設立までの間、公社のように法人格を有さない任意組織としまして、広域農業活性化センター・アグリサービスの設立について新たに提起されているところでございます。それによれば、この組織での事業は、これまで公社事業として掲げてきた中からできる事業から取り組んでいく考えのようでございます。

以上がこれまでの経過でございますが、今提起されているアグリサービスにつきましても、最終的には広域農業振興公社に結びつく組織であると思われることから、業務内容についても慎重に検討してまいらなければならないと考えております。

したがって、市としましてもどのような対応ができるか、今後の推移を見きわめて検討してまいりたいとこのように思っております。

次に、水田農業ビジョンのことでございます。

水田農業ビジョンにおけるところの広域農業振興公社の位置づけについて、特に申しあげたいと思います。

国の米政策改革においては、単に生産調整の達成を主目的とした対策から、消費者重視、市場重視の考えに立って、需要に即応した売れる米づくりを推進するという米づくりの本来あるべき姿の実現に向けて地域農業の構造改革を実践する取り組みに転換することとしております。

このため、市町村段階においては、市町村、農協等の関係団体、担い手農家などで組織する地域水田農業推進協議会が地域の戦略作物、販売、水田の利活用、担い手の育成などの将来方向を明確にした水田農業ビジョンを作成し、地域の関係者が一体となって推進するよう求められているものでございます。

本市におきましては、米政策改革を初め農業を取り巻く情勢の変化に対応し、将来の市農業全体のあり方を検討するため、ことし5月に農業振興研究会を立ち上げたところでございます。研究会では、今年度はこの水田農業ビジョンの検討に集中して取り組むこととし、現在その素案の策定作業を行っております。

これまでに3回の会議を持ち、熱心に御議論いただいているところであり、12月中旬にはビジョンの素案が策定される見通しとなっております。今後は来年1月以降、この素案を農家の皆さんに説明し、3月末を目途に地域水田農業推進協議会において最終的なビジョンが決定される予定になっております。

さて、ビジョンの実践組織として広域農業振興公社を位置づけるべきでないかという御意見がありましたが、ビジョンの推進体制につきましては、素案では農業者の主体的な取り組みを基本に、JA、行政関係機関が一体となって推進するとしております。

広域農業振興公社につきましては、先ほど申しあげましたように、設立までには整理しなければならない課題がまだ数多く残されているということから、現段階では素案の中に位置づけられていないというところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 非常に丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。

広域農業振興公社の設立には、まだまだ山あり谷ありで難しいような現状のようでございます。ハード面ではなくて、とりあえず農協の方でも急にはできないということで、ソフト事業だけを、アグリサービスなるものを提案してきたようなわけございましょう。構想的には大変いいんでしょうけれども、実務をこれはまだ伴わない、将来的には実務までというふうな考えではございますけれども、現時点では実務を伴わないということでもありますので、現時点ではこの耕作放棄地を防止する、そういうような組織体ではないと。早くこういうふうな現実的な耕作放棄地を防止する、そのような組織体制をつくってもらいたいなと、このように思っているわけでございます。

J Aは広域体であります。1市4町に働きかけているということでございまして、向こうは広域で、こちらは一つの自治体ということで、それなりに提案する側、提案される側にとって若干ミスマッチもあるのではないかなと、このように思った次第でした。

向こうは何もかにも盛り込んできて、こちらにはそれが本当にそんなことできるのかとか、そんなことも考えられるわけで、さまざまに事務局で考えられた結果が今さまざまな面でクリアしなければならない問題があるのかなと、このように思っているわけでございます。

余り難しくなると、やっぱりその分だけ遊休農地、耕作放棄地がふえるというわけで、早く結局、お互いできるところから合意して、早く公社を立ち上げていただきたいなと、改めて申しあげる次第です。

山形市に農業振興公社がございまして。そこはもう最初は青果物の価格安定ということを目指してつくったわけですけども、現在そんなに難しくなく、例えば今のような耕作地を防止するとか、自分で引き受けて農作業を実施するとか、あとはヘリコプターの防除……、小さなヘリコプターで水田を防除するとか、あと緊急的に雇用調整をして6カ月ぐらいだったならば何人が雇って水路作業をする、そんなことを引き受けると。そのような事業をやっているわけでございます。その程度から合意して、そしてやれるものからやるような組織体、そのようなものをまずつくって、後から徐々になれたら、さまざまなそういうソフト事業なり、例えばマッピングなり、そのようなものを取り入れて大きくしていったらいいのかなと、このように思うわけでございます。

あと、ビジョンの方でございましてけれども、やっぱり個々の農家、個々のJ Aあたりに任せるといって、お願いしてもなかなかビジョン達成には難しいのかなと、おくれるのかなと、私はこう思っているわけです。現実に私、農業をやって、なかなかその組織体づくりが大変だなと。リーダー育成にしる、それぞれの農家に土地の流動化をお願いするにしる、やっぱり大変だなと。

そこら辺を行政がもっとリーダーシップをとって後押ししてくれたら、もっと早くビジョン達成なり、来年度からの大変な地域農政をリードできるのかなとこのように思っておるものですから、このような質問をさせてもらったということでございます。その辺、市長はいかがですか。とりあえず第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 この農業公社の立ち上げといいますか話し合いが正式になったのは14年の1月になったわけでございます、その目的とするところ、そしてまたその出資金といいますか、それなども発表なされたわけでございますけれども、その後の詰めというものがどうもはかばかしくなっていないと。御案内かと思いますが、そして結局15年の1月には今度は、失礼、15年の10月にはアグリサービスというようなことが出てきたわけでございます。その間、関係者の協議というものを中断した期間もあったわけでございます。

いろいろ掲げているところの事業目的は大変いいことばかりでございますけれども、じゃ何に絞ってそれをやるのかと、それから出資金をどのようにして募るかというようなことについて、非常に具体的な取り組みというものが少なかったのじゃなかったかなとこう思っております。今度はアグリサービスというようなことが出てきましたから、じゃアグリサービスでやるのか、将来的には農業公社に移行するのかというようなことが、まだはっきりしていないのじゃなかろうかなとこう思っておるわけでございます。

そして、一方、水田ビジョン等々につきましては研究会の方に任せているというような状態が今進んでいるわけございまして、農業振興をこうした方がいいんだと、ぜひともこれでやらなくちゃならないんだということならば、もっともっと農業振興公社のいいところを、それでなければならぬということ、そして具体的にこれこれこれをやるということを行政、そしてまた農業委員会と十分に打ち合わせていくというようなことが必要なんだろうとこのように思っております。

今度は生産調整というよりも売れるところの米というような配分方式に変わってきて、大変米を取り巻くところの対応というものも違ってきておりますから、まずまず、何が農業というような分野で、何をなすべきかというようなことが非常に難しくなってきたとこう思っております、農地をどうするか、あるいは農地に対して法人等が介入してくるといったようなことについてどう考えるかと。

そして、一方には、こういう耕作放棄地がたくさんあるわけでございますので、どうするかというようなことで、農業の将来というものは非常に難しい局面かなとこのように思っております。ですから、農業振興公社をどうするか、アグリサービス、いや農業振興公社は難しいからアグリサービスに切りかえるんだというだけの問題ではないとこのように思っておりますが、十分関係者が集って真剣にこれは議論していかなくちゃ、この問題、筋道が見えてこないのじゃないかなというような気がしておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 相当難しいことは、今の市長の答弁でひしひしとわかるわけですが、ぜひにでも早くお願いしたいなとこのように思うわけですが。

ところで、農林課は農業の実務から離れているわけですが。農協なり関係者団体と市が入る、そういうふうな公社なり、こういうふうな組織体をつくって、農業の実務ということをそこから直接情報を手に入れることができてるのかなと、こんなこともちょっと考えたわけですが。直接情報を仕入れるということは、非常に私は大切だなとこのように思っているわけですが。

例えば、農業補助金関係の項目を見ますと、この間の任意合併協議会の中で示されたわけなんですけれども、寒河江市は32の補助金交付金の項目を持っているようになっています。こういうふうな市の農業振興公社などをつくっていくと、その補助金の統廃合が少しはそれを通してできるのではないかなと、このようなことも考えたわけですが。必要な財政的なもの、それを統合して公社の方に向けまして、その後、また補助金的なものを整理統合していくと、そのようなこともひょっとしたらできるのかなとこのように思っているわけですが。ひとつ提案としてこのようなことを述べさせていただきます、以上、私の質問を終わりたいと思います。

## 佐藤 暘子 議員 の 質 問

佐竹敬一議長 通告番号10番について、16番 佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、中学校給食の実施を切望してやまない市民を代表し、今議会3度目の質問をいたします。市長並びに教育委員長に見解をお伺いいたします。

まず、市長にお伺いいたします。

中学校給食を求める市民の声が世代を越えて絶えることなく続いていることは、市長も御存じのとおりです。また、平成2年の3月議会に遠藤聖作議員が中学校給食の実施について質問したことを皮切りに、私や同僚議員も含め議会でのたび重なる論戦を繰り返してきたことは既に御存じのとおりです。

平成3年6月、3,365名の署名を添えて提出された「中学校給食の実施を求める請願」は、二度の継続審査を経て、同年12月議会で全会一致の採択となりました。その後、さまざまな経過を経て、平成7年3月教育委員会は「寒河江市立中学校において完全給食は実施しない」と結論を出しました。

しかし、その後も中学校給食を求める市民の要望は絶えることなく続き、議会での論戦も続いています。平成15年4月の市議選を契機に、さらに中学校給食に対する市民の声は激しさを増し、ことし5月、母親たちが中心となって「中学校給食をすすめる会」が発足したのです。早速、43名の会員たちによる2万名目標の署名運動が始まりましたが、それと同時にさまざまな研修や学習なども行ってきました。

西川町、朝日町の中学校のおかず給食をつくっている朝日町の「地球耕望」を視察し、試食をさせてもらったり、西村山教職員組合の代表者との話し合い、県スポーツ保健課の学校給食担当者との話し合いなど、行動しつつ学ぶことを重ねてきました。そして、中学校給食をすすめる会は11月19日、市内全域から集まった多数の署名を添えて「中学校給食の実施を求める請願」を議会に提出しました。

しかし、これまでの議会での論戦で御存じのとおり、教育委員会は平成7年3月の教育委員会の見解を踏襲するにとどまり、一歩もその域を越えることはありません。市民の間からは市政に対する不信感とともに、「市長さんはどう考えているのか」「市長がやると言えば、すぐにでもできるのではないか」といった質問や疑問が出されています。

市長は平成3年からこれまで12年間、市民の声や議会でのやりとりなどずっと見守ってこられました。4万市民の市政を預かる長として、大所高所から中学校給食についてどのような見解を持っておられるかお伺いいたします。

次に、中学校給食の実施を求める多数の署名をどう受けとめるのかについて、市長にお伺いいたします。

中学校給食をすすめる会が2万人を目標に署名運動を行ったことはさきに述べたとおりです。署名にはすすめる会の会員のみならず、みずから署名を集めてくれたり、協力を申し出てくれたりと大勢の市民の方々が参加してくれました。行動日を決めて一斉に地域に入っの署名行動や、店頭での署名運動、イベント会場や職場など、知恵を出し合い、勇気を出し合っの署名活動が行われました。

地域に入っの署名活動では、住民の方たちの率直な意見がはね返ってきました。「なして寒河江市ばかり給食ならねえんだ、早くなるように頑張っけらっしゃい」と励まされたり、「子供らが小学校のときも署名して給食なるのを待っただげんと、ならなくて、もう中学校卒業したは」と苦言を言われたり、中には「給食よりも弁当の方がいい」と言われる方もおりましたが、大方の市民は、父母を初め祖父母に至るまで中学校給食の実施を求めておりました。

あるイベント会場では三、四人連れ立っ遊びに来ていた男子中学生が「おれたちも書いていいんですか」と進んで署名をするといった場面もありました。また、新聞に折り込んだ署名用紙に近所の人々の署名も集めて待ってくれたり、見ず知らずの人から「署名集めたので取りにきてください」といった電話が事務局に多数かっってくるなど、市民の反響は予想以上のものでした。

こうして、短期間の間に中学校給食の実施を求める市民の声は1万五千余名の署名となってあらわれたのです。集まった署名の中には、お嫁さんが書いたものと、おばあさんが書いたものと一つの家族がダブって書いてあるものや、他市町村の方の署名もありました。すすめる会事務局では可能な限り精査し、ダブリをチェックしましたが、中には見落としがあるかもしれません。しかし、そのことは市民の皆さんが中学校給食を実施してほしいとの願いを署名に託し期待をかけていることのあらわれではないでしょうか。市長はこの署名に託された市民の声をどのように受けとめておられるのかお伺いいたします。

次に、合併協議会における中学校給食の取り扱いについてお伺いいたします。

私は、ことし9月議会の一般質問の中で、今進められている合併協議会の中で中学校給食に関してはどのような調整が行われているのかお尋ねしました。その中で、「中学校給食については既におかず給食を実施している朝日町、西川町に歩調を合わせることになるのか」とお尋ねをしたところ、教育委員長は「合併によってできた新市では必ずしもすべての施策が統一されるというものではない。基本的な考えに変わりはなく、小学校においては完全給食、中学校においてはミルク給食を実施していく」と答弁されております。さらに、「合併協議会の協定項目の中に、学校教育事業という項目があり、学校給食はその中に含まれているものであること。合併後の新市において取り扱いを協議することになっている」などと答弁されました。

合併に関する協議資料を見ますと、さまざまな協議項目がありますが、保健事業あるいは福祉事業などについて各自治体ごとに事業の内容や料金などにも違いがあります。それを調整する方法として幾つかの方法があるようです。現行どおり新市に引き継ぐもの、現行どおり新市に引き継いで合併後、新制度を策定する。法定合併協議会において新制度を調整し、合併時に施行する。などの方法があるようですが、給食についてはどのような取り扱いがされるのか。

また、新市では必ずしもすべての施策が統一されるというものではないと答弁されていますが、給食について考えてみた場合、西川・朝日にある中学校は現行どおりおかず給食、寒河江にある中学校は現行どおりミルク給食ということがあり得るのか。

また、基本的な考えに変わりはなく、小学校においては完全給食、中学校においてはミルク給食を実施していくという9月議会での答弁からすれば、西川・朝日の中学校は寒河江に合わせてミルク給食だけになってしまうということもあり得るのかお尋ねいたします。以上、お伺いして、第1問といたします。

市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

学校給食は、教育活動の一環として実施されているものであり、中学校給食に関してはこれまで幾度か議会の中で質問が繰り返され、その都度、本市教育委員会により答弁がなされてきたところであります。

この学校給食の方式については、平成4年に中学校給食検討委員会をつくり3年ほどの期間をかけて検討が行われ、その答申を踏まえ教育委員会によって方針が決定されたものであります。本市中学校においてはミルク給食が実施されておりますが、それは教育上の観点から実施されているものと思います。この方針は教育の今日的な背景と課題、給食の教育的な役割、家庭教育との関連など、総合的な検討が重ねられて出されたものであり、教育の今日的な背景と課題について個性を生かし、主体的に考え行動する子供を育てるため、学校教育はどうすればよいかという観点での努力や取り組みの必要性がとらえられております。

今日、ゆとりと学力の向上、生きる力の育成等は、学校教育に求められている最も優先すべき教育的課題の一つであり、このためにも学校給食は現在の方式を続けるとしているものであり、その教育委員会の考え方や方針を尊重していくことが大切と思います。

私としましては、この問題の本質は単に弁当か給食かということではなく、その教育的な役割や今日中学生にどういう力をつけていくことが最も大切かということではないかと考えるところでございます。

最近の青少年が引き起こす事件や、青少年が巻き込まれる事件、家庭内の殺傷事件などの報道を耳にしますと、何が原因なのか、その背景には何があるのかを考えざるを得ないのであります。物質的、経済的な繁栄を追求する余り、人間本来の心のあり方をないがしろにしてきたのではないかと。少子化や核家族化が進み、人とのかかわりが単純化、間接化、貧困化し、社会的な規範意識があいまいになってきているのではないかなど、さまざまな原因が複雑に絡み合っているものと思われまます。

そのような中で身体的に最も成長期である中学生はまた、最も多感な時期であり、心も大きく成長する時期でもあります。そのような時期だからこそ人間本来の心のあり方や社会的な規範意識を育てることが重要であり、人は人とのかかわりの中で社会性や自制心が生まれるものであり、それはとりもなおさず、みずから考え、みずから判断し、主体的に行動する生きる力をはぐくむことにつながるものと思っております。

今日、家庭での会話や親子の共同作業などの生活体験が少なくなっていると言われております。人とのかかわりの、その最も身近な場と機会は家庭の中であって行われることが最も基本であり重要であると考えているところでございます。本来、食と健康に関して、郷土や家庭独自の食文化を伝えたり、望ましい食習慣をはぐくむのは、基本的にはそれぞれの家庭の中において実践されるべきものであり、子供の手伝いや協力を含め、自分でつくるようしつれたり、しっかり身につけさせるのは子育ての大切な要素であり、親の責務でもあると思います。

よく知育、徳育、体育に、さらに加えて食育という言葉がございますが、食というものは生きるための基本の中の基本でありますので、食事の準備や手伝い、家族の語らいなどを通して、親子の触れ合いを持つことが大切と思っております。

また、子供たちが家庭の中で親や兄弟、あるいは祖父母とのかかわりの中で親の苦勞や働く家族の後ろ姿を目の当たりにしながら、心の成長を遂げるものであると思っております。そして、親としての立場からも毎日の食事や弁当を持たせることで、まさしく子育ての苦勞と喜びを実感できるものであると考えているところでございます。

このような家庭での取り組みや語らいは中学生自身の自立心や実践力を育成するとともに、自制心を醸成し、将来にわたっての生きる力をはぐくむことなどの目的を達成されるものと考えているところでございます。これらのことを今改めて認識し直し、中学校給食については現行方式と考えるものでございます。

さらに、署名のことについての御質問がございました。今申しあげましたように、教育委員会では中学校給食検討委員会答申を踏まえ、専門的かつ多方面にわたって、広い視野から検討を行い、結論が出されているものであります。それ以来10年ほどたった今日、現行方式だからこそできるさまざまな役割や機能は、むしろ以前にも



増してより重要となっていると考えております。

それらの教育的な面での役割、親子や家庭での機能などを重視することなく、単に、寒河江市でも中学校給食があればいいと思いませんかとか、毎晩、毎朝弁当のおかずを考えているとか申して、弁当づくりが大変だから行政に任せようということだけではなく、家庭が担うべき本来の役割や今日の行政の課題をも考え合わせてみなければならぬのではないのでしょうか。

さきの教育委員会の方針においても、子供の家庭の教育力の回復を強く求めており、毎日の弁当の献立の心配とか、共働き家庭の家事の負担が大変だとの声があるが、家事労働の負担を軽減するために学校教育があるのではなく、これらは家庭で親がすべきことを学校や行政に依存しているあらわれであると見ることができるとし、子供の健康管理やしつけ、親子の対話やきずなをはぐくむことができる家庭での食生活の充実こそが最も自然な形であるとしています。

私は、中学校給食を求める声があるということは承知しておりますが、これまでとられてきた教育委員会の見解からの教育的な面や、学力や生きる力の醸成など、優先して取り組むべき教育課題、教職員の負担増や、財政的問題を考え、総合的な見地から本市では現行方式により行うべきものと考えるところです。

教育には、時代の変化に敏感に対応する柔軟さが大切ですが、同時に時代を越えて変わらないものもしっかりと見詰め、教育の本来の目的を見失うことなく、教育施策の推進に当たって行かなければならないと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 私の方から合併協議会に おける中学校給食の取り扱いについてお答えいたします。

寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会の方針によりますと、合併により必ずしもすべての施策が画一的に統一された上で新市が発足するというものではないと聞いております。

本市教育委員会としては、任意合併協議会の分科会の中で、中学校給食についてはミルク給食を実施しながら、多様な機会と手段を活用して、家庭や保護者への啓発・普及・指導を重ねることにより、学校給食法に掲げる学校給食の目標を達成できるものと考えているところであり、むしろ家庭における教育力、子育ての力を高めることこそが重要と考え、現行どおりとすることを申し述べてきたところであります。

現在、この12月13日の協議会に向けた調整方針の案が作成されていますが、本市教育委員会の申し出のとおり、現行どおりとする方針の案となっているようであり、本市教育委員会の考えに沿った調整方針の案がまとめられていると考えております。

任意合併協議会の分科会では、寒河江市の学校給食の方針について申し述べてきたところであり、寒河江市以外の他の学校に関して述べる立場にはございません。

合併により、学校によって学校給食の方式が異なることになるかというようなお尋ねでございますが、1市2町にはそれぞれ地域における状況や経過があることから、それを尊重することも必要なことと思われまます。中学校給食を含め、それらの地域のさまざまな経過や状況、各市町によって行われてきた施策の意義などを尊重することも大切なことであり、それは合併に当たり必ずしも画一的に統一されなくても、不均衡や不平等という観点とは異なるものと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 まず1問にお答えいただいたわけですが、どうもありがとうございます。

2問に移らせていただきたいと思いますけれども、市長はやはり検討委員会の結果、教育委員会の結果を尊重するというふうに言われましたけれども、私から見れば大変傍観者的な答弁だったなというふうにしかならないのでございます。教育委員会は行政機関からは独立した機関として存在するわけですから、独自の見解を持つことはそれは当然だというふうに思います。しかし、市長は4万市民の市政を預かる長として、やはり市民の声や現状の上に立った考え方があってしかるべきだというふうに思います。

現に、執行権というのは市長にあるわけですね。ですから、市長が住民の声に耳を傾けて、これは住民にとって必要なことだと判断すればそれはやれることではないかと思うんです。市長や町長が必要ない、やらないという考えであれば、当局としてもそれに従わざるを得ないのではないかと思います。それほど首長の考え方は市政の方向を左右するものだというふうに私は思います。

平成7年に教育委員会が出した「中学校給食は実施しない」とした結論が、8年後の今も侵すことのできない聖域であるかのように守られていること自体が非常に異常なことだと私は考えます。8年間の間に世の中の情勢も子供たちを取り巻く家庭環境や親たちの働く環境も大きく変化しています。そして、当時の教育委員の方々も今は全員入れかわっているわけです。ですから、平成3年3月20日付で教育委員会が出した寒河江市中学校給食についての報告書の中に出ている理由というのは、今はもう当てはまらないものがたくさんあるんですね。ですから、これはもう見直しをする必要があるのではないかと私は考えます。

まず、実施しない理由として主に述べられていたもの、それは家庭の責任であるということ。それから子供たちの食や健康に関することは家庭の責任であるということと、それから弁当を持たせることによって食を通して親と子のきずながつながつているのだというような考え方ですね。それから学校事業とのかかわりについて述べていました。給食をすると、さまざまな行事がそのために時間をとられてうまくいかないというようなこと。それから、もう一つが財政的な問題。その当時は財政的にもこれから醍醐小学校を建設しなければならないというようなこととか、中学校の大規模改造事業があるというようなこととか、さまざまなことが財政的には押し寄せているので、それができないというようなことで、主に三つの点が挙げられていたと思います。

ですけれども、これを今考えてみますと、親の責任、親子のきずなということなんですけれども、確かに弁当が子供たちにとってはさまざまな教育的な側面を持っているということは、私たちも否定はいたしません。しかし、きのうの松田伸一議員の質問の中でも指摘されておりましたけれども、今一番憂慮されているということは成長期にある中学生の食事の内容です。それが今大変貧しい食事の内容になっているということなんです。この教育委員会が示した親子のきずな論の中には、この弁当の中身のことで触れておりません。

私たちはすすめる会のお母さんたちとの話し合いの中でも、いろいろな意見を聞くことができました。その一つの中には女の子の場合は小さな弁当箱にほんの少ししか持っていかない。そして、おかずなんかもあれを詰めるな、これを詰めるなという制限をされる。音の出るものは入れるな、においの立つものは入れるな、そして汁気のあるものは入れるな、そういう制限を受ける。だから、お母さんたちはその弁当に何を詰めてやったらいいかということで毎日頭を悩ます。そして、この小さなお弁当箱の中に子供たちの1食分の栄養を満たすことはできない、そういうことを言っているんです。

親が何も弁当をつくるのが嫌だとか、家事放棄をしたいからとかいう理由で弁当がだめだと言っているわけではないわけです。給食の中には本当にさまざまな栄養のバランス、今中学生の中で不足しているカルシウム、あるいはミネラル、ビタミン、そういったものを、普通の食事ではとれないものを盛り込んでいる、それが給食なんです。

私たちこの前、10月20日に山形県のスポーツ保健課の給食を担当しているところの方とお話し合いをすることができたんですけれども、その中でも担当者の方は小学校・中学校9年間を通して子供たちのそういった健康づ

くりのこと、そして将来的にも自分たちの食事をどういうふうな食事にすれば健康を維持することができるかというようなことを学習させる、そういう場なんだということを言っておりました。

そして、私はこのスポーツ保健課から文部科学省のスポーツ・青少年局が出している学校給食における食事内容についてという指導書のようなものなんですけれども、各都道府県知事や教育委員会の委員長あてに出しているこういう資料をもらってきたんですけれども、この内容を見ますと、本当に給食では子供たちが不足しているたんぱく質やカルシウムやビタミン、ナトリウム、そういうものについても事細かく1食当たり、給食にはこれくらい必要だからこれくらいの量を盛り込むようにというような指導がちゃんと出ているんですね。そして、家庭の食だけでは補えないものを学校給食では補っていくんだと。さらに、家庭の教育力もそのことによって家庭をも指導していくんだというようなことを言っております。

そして、今、文部科学省では子供たちの食に関しては非常に重要にとらえておまして、今、栄養職員というのを各学校に配置をして子供たちの栄養についての教師としての指導をするような方向性を打ち出しております。それほど子供たちの将来、そして大人になってからの成人病の予防、そういったものに重点的に取り組んでいるのが、今の食に対する考え方なんです。ですから、給食をすることが家事負担の軽減になるとか、また母親たちの弁当づくりを助けているんじゃないというような議論には、もうそういう次元の問題ではないんです。

さらに、事務事業にかかわりがあるから、それができないというような内容については、私たちは西村山の教職員の組合の代表者の方とお話をする機会がありました。短時間でしたので、余り細かいところまでお話をすることはなかったわけなんですけれども、それでもその中で教職員組合の中で給食に反対しているのではないと。組合の方針の中にも豊かな給食を進めるという活動方針があるんだというようなことを言っておりますし、また実際、給食がある学校で教鞭をとっている先生は、給食によって授業が妨害されるといいますか、時間がなくなってほかのものができなくなるというようなことはない。給食を食べながらちゃんと学校の授業はこなせるし、その他の授業なんかもできるというようなことを言っております。

そして、やっぱり子供の中には満足な弁当を持ってこれない生徒もいると。そういう子供たちのためにはやはり給食があった方がいいのだというようなことを言っておりました。ですから、教職員が反対しているからできないというようなものではないというふうに思います。

そして、4月からおかず給食を始めた西川町なんかでは給食のために10分間、昼間の時間を長くしたんですね。そういうことも幾らでもやり方によってはできるわけです。ですから、実施ができないというふうに言っていた二つの理由というものは破綻しているのではないかと私は考えます。

また、財政的な問題ですけれども、あの当時は醍醐小学校をつくらなければいけないとか、中学校の大規模改修があるからとか、そういう理由で財政的にも困難だからできないというようなことを言っておりましたけれども、今醍醐小学校もでき上がりましたし、中学校の大規模改修の残っているところは陵西中だけですね。ですからもう財政事情でできないというような理由はなくなっているわけですが、それでも教育委員会がこの弁当の方が教育的にいいんだということをずっと変えずに言っているということには、そう言わざるを得ないものが何かあるのではないかと私たちは思うんですね。市民の大方の見方は、財政的にやりたくないからやらないんでないかというようなことがあるわけなんですけれども、財政的な点について市長はどうですか、今、私が述べたようなことを申しあげれば、財政的にもできないことはないというふうに思うんですが、その点いかがお考えかお答えをいただきたいとします。

それから、多数の署名をどう受けとめるかという点について、やっぱり多数の、1万5,000名もの署名が集まったということは、やっぱり市民の声を無視することはできないというふうに思います。住民の声を無視し続けながら、これをやるということは民主的な施政とは決して言えないと思います。

市民の会では、この署名を集めている間に多くの市民の皆さんと対話をしたり、それから意見を聞かせてもらう機会に出会いました。中学校給食をぜひやってほしいと切実に願っている人たちの声というのは、毎日を精いっぱい生きて、子供たちにも健やかに育ててほしいと願っている人たちの声なんです。行き先々で言われること

は「給食だと栄養的にもバランスがとれていて温かいものを食べられるからいいよね」と、そういう声なんです。

私はある病院の看護婦をしているお母さんから話を聞くことができました。市長も御存じだと思いますけれども、病院の看護婦の勤務というのは3交替になっていますね。日勤といって朝8時30分から夕方5時までの勤務、また準夜勤という勤務は午後4時から翌日の午前1時まで、そして深夜勤は夜中の12時30分から翌朝の9時までといった勤めになっているそうです。

準夜勤の場合というのは午後4時30分から午前1時まで働くわけですが、その勤めを終えて帰ってきたときには三、四時間ぐらいいか仮眠ができないと。そしてもう、すぐ朝の子供の弁当をつくって、そして御飯を食べさせて送ってやらなきゃいけないんだと。また、深夜勤のときは12時30分から勤めるわけですから、そういうときは翌日の弁当を準備して出かけるんだそうですけれども、もう一つの勤務、それが深夜入りという勤務があるのだそうですけれども、その勤務は朝の8時30分から午後5時まで1日勤めるわけですね。その日勤をして、さらに今度は深夜12時30分から翌朝の9時までの勤務が続くと。そういう勤務があるのだそうですけれども、いわば1日のうちに2日分の仕事をするというような勤務です。こうした勤務が1カ月のうちに8回も9回もあるんだそうです。看護婦の仕事というのは人の命を預かる大変な仕事です。ですから神経をすり減らして身も心もくたくたになって働いて、そして子育てにも必死になって頑張っているんです。

ですから、そういうお母さんがつくった弁当というものは、満身に栄養のバランスとか彩りとかを考えて入れるという内容にはならない、それは当然のことだというふうに思うんです。そういうお母さんに向かって、

大変悔しい思

いをした。そして、子供までが弁当のことでいじめに遭っていた。「給食があれば親も子どもこんなに苦労しなくて済んだのに」と、そのお母さんは言っていました。

この話は一例なんですけれども、こういう思いをしている人はほかにもたくさんいるんです。そういった人たちは本当に子供たちにちゃんとした弁当をつくってあげたい、そう思っているけれどもできない、そういう方々なんです。ですから、給食を実施してほしいという市民の声は実生活の中から出ている。

ですから、教育委員会が幾ら弁当の方が教育的にいいんだと教育論で説得をしようとしても、そういう人たちは納得できないんです。そもそも議論がかみ合わないわけですから。ですから、市政を預かる側は自分たちの考えだけが、これが唯一正しいんだというようなことではなくて、反対意見であろうと真摯に耳を傾けるとともに、その実態を見る必要があるのではないかと私は思います。

給食をすすめる会のお母さんたちは、教育委員会の責任ある立場の人とお話し合いがしたいということで申し入れをしたんですけれども、それは受け入れてもらえませんでした。今度は市長、行政の長として市長がお母さんたちの生の声を聞く必要があるのではないかと思いますけれども、いかがですか。その点、お伺いをしたいと思います。

それから、合併協議会における中学校給食の取り扱いについてですけれども、先ほど教育委員長の答弁の中では、一つの行政区の中で学校によって給食がある学校、ない学校があってもいいというような御答弁でした。でも、そういうことになると、同じ行政区の中であって子供たちが受ける教育の中身、これは給食も一つの教育ですからね、教育の中身に不平等不公平が生じるというのはこれは当然のことではないかと私は思います。

さらに、合併することによって行政の施策が低下をしたり不均衡が生じるということであれば、だれも合併なんかしたいと思わないはずですよ、そうじゃないでしょうか。新しい市になってさまざまないいことがあるということを前提に合併協議の話をしているわけですから、そういう点いかがなんでしょうか。それでもなお、寒河江市は寒河江市の方針で行くというお考えなのかどうか、その点お伺いをします。

以上で第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 るる申しあげられましたが、一つは財政的な面とアンケートの面だろうと思います。

今も申しあげましたように、学校給食というものは教育活動の一環として実施されているものでございまして、その実施や内容については教育委員会によって教育上の考えや方針により計画されて行われているものでございまして、私は先ほども申しあげましたように、教育委員会の考え方、方針というものを尊重しているところでございまして、第一義的には教育上どうあるのが望まれるかという面で論じられるものと考えておるところでございます。私はそれらの上に立って、教育行政施策に対するところの財政上からの課題について判断をすべきものと思っております。

それから、アンケートの問題でございますが、学校給食は本市教育委員会が所管する事項でございますし、教育委員会においてもそれらの保護者の意見や要望は十分承知した上で検討がなされてきていると思われまして、教育上での観点で行われるべきことを、単にアンケートで云々するというのも問題があるかと思えます。つけ加えれば、以前行われた検討委員会や教育委員会での結論の意義というものや、あるいは精神というものを理解することも必要かと思っております。アンケートや声を聞く機会につきましては、教育委員会の考え方や方針によるものと思えますので、私からの答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。以上でございます。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 合併にかかわって、市町によって違いがあってもいいのかというふうなお尋ねと理解させていただきました。先ほど教育委員長がお答え申しあげたとおりでございますが、あえて繰り返させていただきたいと思います。現在、12月13日の協議会に向けた調整方針の案が策定されているわけでありまして、本市教育委員会の申し出のとおり、「現行どおりとする」と方針の案となっているわけでありまして、寒河江市の教育委員会の考えに沿った調整方針の案がまとめられていると考えております。

合併によって、学校によって学校給食の方式が異なるということで1市2町にそれぞれ地域による状況や計画がございますことから、これらを尊重することも必要なことと思われまます。中学校給食を含めて、これらの地域のさまざまな経過や状況、各市町によって行われてきた施策の意義などを尊重することが大切であって、これらは合併に当たり必ずしも画一的に統一されなくても、不均衡や不平等という観点とは違うのだというふうにご考慮しております。

以上のようなことを委員長が申し述べておりますので、繰り返させていただいて御理解賜りたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第2問で、市長にお母さんたちとの話し合いをするべきではないかというようなことを御質問したわけですが、その答弁がございませんでした。3問で答えていただきたいと思います。

それから、今、教育委員長は合併における給食の調整も教育委員会の現行どおりということでもとめているというような話がありました。それぞれ今までやってきたいろいろな経過もあるわけだから、西川・朝日については現行どおりでもいいのであろうということだというふうに思いますけれども、寒河江市民は教育委員会の考えどおりではないということを御承知いただきたいと思います。教育委員会は現行どおりでいいというふうに考えておられると思いますけれども、市民の声というのはそうではないわけです。ですから、その点もやはり考えていただきたいというふうに思います。

今までの答弁をお聞きしますと、昨日の松田伸一議員の弁当の実態調査もやらなければならないんでないかということに対しては、やる気がないという御答弁でしたし、それから合併についても統一されるものではないというような見解だったわけです。寒河江市の周辺が次々と中学校給食を実施していくのに、寒河江市だけがいつまでも弁当で十分だといって給食を実施しないとすれば、寒河江市の中学生はかわいそうですよ。

1万5,000人も要望があるのです。それを無視するということになれば、市民の行政不信はさらに大きくなるというふうに思います。さまざまな家庭環境のもとで、それでも児童生徒の健全な成長を保証していくというのが行政の責任であるというふうに私は考えます。

今、中学校給食に対する取り組みが全国的でもさまざまな形、さまざまな手法でやられております。画一的に弁当でなければいけないとか、給食でなければいけないというような考え方ではなくて、弁当でも給食でも選択できるというそういう方式をとっているところが今たくさんあるんです。

私、インターネットで検索をしてみたんですけども、その中でも愛媛県の新居浜市の中学校給食、それから千葉県船橋市、それから福井県の武生市、そういうところではもう既に弁当と給食、両方どちらか選択できる。そして、メニューについてもその子供に合わせてAランチメニュー、Bランチメニューという二通りのメニューがあって、その中から選べるというふうに非常に今学校給食についても柔軟に、一つの考えに縛られることなく、さまざまな子供たちに合わせた、事情に合わせた給食が実施されているんです。教育委員会もぜひそういうところの先進地を視察するなどして勉強していただきたい、そう思います。

それから、寒河江市当局に対して申しあげたいんですけども、行政の中ではやらなければならないことがたくさんあるということはわかります。ですけども、一体何を優先して市政をやっていくのか、それが市長の政治姿勢にかかわる問題だというふうに私は思います。

きのうも最上川緑地公園の整備に関する質問がありました。当初予算が15億円だったんですけども、これが10億円に削減された。非常に努力をして削減されたということはわかりますけれども、それでもさらに今度は新たに進入路の工事なんかもしなければならぬというようなことですか、維持費にも相当なお金がかかるわけですね。相当な財政負担が予想されます。

私たちは、市民からいろいろな声を聞いているんですけども、この緑地公園に関してはかなりの批判があるんです。ですから、この緑地公園の整備を強引に進めるというやり方ではなくて、私たちはそういうやり方には反対です。まず優先されるべきは市民が長年要望し続けている中学校給食、それを実施することだというふうに思います。給食を実施して、そして21世紀の将来を担っている児童生徒が心身ともに健康に成長すること、そして自分たちの将来に対しても自分たちの体を自分たちで管理できる、そういう教育をしていくべきだというふうに思います。

これから、私たちは中学校給食をすすめる会の皆さんとともに、給食が実現されるまで運動を続けていくという決意を申しあげまして、第3問といたします。何か3問に対する御意見がありましたら、伺いたいと思います。



佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 答弁漏れがあったというふうに言っておりますけれども、答弁漏れはございません。アンケートや声を聞く機会についてはとこう言っておりますから、はっきり申しあげております。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時03分

---

再 開 午前11時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号11番、12番、13番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 通告に従って、順次質問をいたしますので、市長並びに教育委員長には誠意ある答弁をお願いをしておきたいと思えます。

初めに、合併問題についてお尋ねをいたします。

さて、去る9月2日に開かれた第3回の任意合併協議会の中で、合併期日について特例法期限内までを目標にすることで合意をされました。その期日について、合意をした背景を推察するにはそう難しくはありません。どうせ合併するなら、それを活用した方がよいという言葉が端的にこれを示しております。つまり、協議会だよりの表現をかりれば、国の財政支援制度があるのであれば、この優遇措置を受けて期限内に合併をし、将来の新しいまちづくりに生かしていくべきではないかということで、委員の思いが一致しているからだと思います。ここで、合併特例債は市町村合併を促すあめとしての役割を十分発揮しているものと考えます。

しかし、西川・朝日の両町には町民への説明や理解を得る時間が必要、あるいは合併した場合・しない場合も検討中で、目標として17年3月と決めると議論は煮詰まらないのではないかと、合併期日をめぐる委員の発言内容にはそれぞれ地域事情があって、かなりの温度差が出ているものと思われる。住民の合併に対する意識も反対の方が多いいと言われ、今後住民の議論の中で紆余曲折が予想され、先行きは全く不透明であります。

ところで、前にも申しあげましたが、市民の間には、特例債を活用できないのでは自主財源に乏しく、しかも高齢化率の高い両町と合併することはメリットが少なく財政的にはますます大変になるのではないかとの見方があります。同僚議員の中にもそうした意見がありますが、それは第3回任意協議会における本議会を代表して出席されている佐竹委員の「合併特例債の恩恵を受けないのでは合併の意味がない。あくまでも17年3月まで合併すべきである」とした発言に集約されているのではないかと考えます。

しかし、両町のさまざまな事情によって合併期日が特例法でいう期限後にならざるを得ない場合も想定しなければなりません。そうした場合でも合併を進める考えがあるのかどうか、佐藤市長の率直な所見を伺いたいと思えます。

次に、合併後の中長期の財政シミュレーションを市民に提示することについてお尋ねをいたします。

任意協議会の中で、財政計画について新市誕生から10年間の計画を策定する予定としておりますが、合併後の10年間は合併特例法によって地方交付税の額の算定特例で、合併前の合算額を下らないようになっております。また、その後5年間は段階的に縮減されるとされており、財政的に大きな問題となるのはむしろその後であります。そのことを住民に提示しなければ、行政としての説明責任を果たしていると言えないと思えます。

合併にかかわる正確な財政シミュレーションを行い、その結果をすべて住民に公開し、市民の合併に対する判断材料の一つにすべきと考えます。交付税の算定特例や特例債の起債額といった、いわばボーナス分のみならず、算定特例失効後、つまり15年後の交付税減少分や、特例債の償還額という負の面も含めた最低20年分の試算について、合併しない場合の試算もあわせて行い比較をすべきであることを再度申しあげて、中長期の財政シミュレーションの提示を市民の前に明らかにする考えはないのかどうか伺いたいと思えます。

続いて、合併問題にかかわる中学校給食の取り扱いについて教育委員長にお尋ねをいたします。

去る9月定例会の場で、またきょうも同じような内容の質問が佐藤議員からなされておりますが、そこで新たな疑問が出てまいりましたので、伺いたいと思えます。

教育委員会は、中学校給食について合併によって必ずしも統一されるものではない。それは不均衡、不平等とは異なるというふうに申されました。私は、合併については統一してできるだけ同じような行政サービスが受けられるように備えることが、合併の問題を協議する協議会の中で検討すべきことが第一義的なものではないかというふうに思っております。それぞれの施策について、さまざま違う形であれば合併の必要性はないの

ではないかというふうに思います。

そして、合併の必要性については次のように述べております。日常生活圏の拡大に伴い、住民の行政ニーズも市町村の枠を越えた公平性の確保や云々、従来の行政区域の枠組みでは十分対応し切れない行政課題も発生しているとしておりますが、中学校給食などこその他の市町村でやっていることがなぜ寒河江でやれないのかという、まさに生活圏が拡大されることによって、行政ニーズが枠を越えて公平性の確保を求めることが起きているものというふうに思っております。そのことによって市民の要求が先ほどありましたとおり、要望が出されているというふうに思いますが、合併の必要性について、教育委員会はそのことを否定なさるのかどうか伺いたいと思います。

次に、政府の構造改革特区などにおける教育委員会制度の廃止や不必要論に対する市長の見解をお尋ねいたします。

埼玉県志木市は去る6月、政府の構造改革特区で教育委員会制度の廃止を提案しました。また、特区の担当大臣は教育委員会は必要でないとタウンミーティングで発言したと報じられています。

さて、この構造改革特区は、御承知のように地方自治体や民間企業の自発的な提案によって、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、その地域で構造改革を進めることがねらいとされております。そして、それが成功すれば全国的な規制改革へ波及することになり、そうした実験に取り組むことによって、地域間競争を通じて地域を活性化させるというものであります。この特区は政権党の政治的思惑を中心に、一方で地方自治体とNPOを含む住民の分権や自立要求の高揚という、政策制度要求も絡んで、この4月から具体化・展開されている小泉改革のもう一つの切り札と言われております。

ところで、志木市における教育委員会廃止の理由の一つは、事務局案を追認するだけの委員会であったり、責任の所在のあいまいさに対する不信があると言われます。住民参加の審議会で意見を聞きながら、教育長の責任で行う方が住民の声を生かせることができ、中立性については条例で定めるようであります。

教育委員会は行政から独立した行政委員会で、戦前への反省から教育の中立を掲げた教育基本法の理念に基づいています。地方教育行政法はすべての自治体に教育委員会の設置を義務づけ、首長が議会の同意を得て、地域住民らを委員に任命し、原則として5人の委員で構成、地域の学校運営に関することなど、すべてこの5人の合議で決められ、首長は直接介入できず、教育の政治的中立が保たれる仕組みになっております。

このように、時の政治に左右されることなく、住民の声を地域の教育に反映させようという理想を掲げて戦後始まった教育委員会制度が、今このように揺らぎ始めているのであります。こうした動きについて、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、下水道整備計画についてお尋ねいたします。

このことについては昨年12月定例会においても質問しておりますが、そのことを踏まえ1年を経過する中で検討を要するとした事柄について現況を確認する意味もありますし、改めて市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

まず、報告書に示された平塩橋への汚水管の暫定添架の可能性と他の方策についてであります。私は下水道整備計画は報告書を受けて策定されているものだと思っております。つまり、平塩・中郷地区の整備については暫定添架が可能ということ为前提に整備計画が策定されているのではないかと思います。そのことについて市長の見解を求めたいと思っております。

次に、その添架が仮に不可能とした場合、代替えの方策はどのようなものをお考えおられるのか、検討されているのか伺いたいと思っております。

関係当局の誠意ある答弁をお願いして第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

合併の期限のことに答弁いたします。

御案内のように、寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会は、そもそもが西村山地区の首長の中で合併特例法の期限までの合併を検討することに合意し設立した協議会でございます。

また、合併の期日については寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会の第3回協議会において協議され、合併した場合の優遇措置を将来のまちづくりに生かしていく必要があるとして、合併特例法の優遇措置を受けられる期限内に合併することを目標とすることに合意しておるわけでございます。

このように、任意合併協議会の設立経緯や、任意合併協議会での議決状況からいたしまして合併の期日が期限後になることなど全く考える必要はなく、合併特例法の適用期限内の合併を目指して精いっぱい取り組むことが、私の務めであると考えております。

次に、シミュレーションの関係でございます。合併後の財政シミュレーションについては、合併協議会で協議されることではありますが、寒河江の市長としての考えを申し上げます。

合併しようとする市町村は合併協議会を設置し、合併市町村の財政計画を含む市町村建設計画を作成する必要があります。その建設計画期間については法律の定めがありませんが、国の指導では新市町村が一体となるまでに要する期間、さらにそのための事業実施期間として最低5年間は要するものと考えられているところでございます。最近では計画期間を10年とする例が多いとされておりますが、それは合併特例法の改正により地方交付税の算定特例が5年から10年に延長されたことや、合併後10年間合併特例債が措置されるようになったことが要因とされております。

一方、市町村建設計画の期間が10年の場合には、年を経るごとに計画と実態との乖離が大きくなる可能性があり、5年ずつの前期計画と後期計画に分け、後期計画の具体的施策や財政計画について、当初から適正な時期での見直しを予定している事例もあるとしております。

これらを受けまして1市2町の任意合併協議会におきましては、合併後10力年の財政計画を含む合併した場合の新市の将来構想案を今年中に作成することとしております。

交付税の算定替えの特例終了以降までの財政シミュレーションを示すべきではないかという御質問でございますけれども、特に近年は社会情勢の変化や国の財政施策の変化が目まぐるしく、1年先のことさえもなかなか推測できない状況でございます。このような中で地方交付税の算定替えの特例終了以降まで、つまり15年先以降の長期の財政シミュレーションを行っても、その結果、実態が大きくかけ離れたものになるおそれがあるわけでございまして、このような長期のシミュレーションを実施する実益があるとは考えられないものでございます。

次に、教育委員会の特区制度の問題についての御質問に答弁いたします。

この質問は、本年4月から本格的にスタートしました国の構造改革特区制度の第三次提案に埼玉県志木市が、市町村長や教育委員会の廃止を織り込んだ地方自治開放特区を提案し話題となっていることを受けてのことと思います。

御案内のとおり教育委員会は、地方自治体に置かれているところの行政委員会で合議制の執行機関であります。人格が高潔で幅広い識見を有する5人の非常勤の教育委員をもって組織され、これら教育委員の合議により大所高所から基本方針を決定し、その決定を受けて教育行政の専門家としての教育長が事務局を指揮監督して執行する仕組みとなっております。

現在の教育委員会制度は、教育の中立性、安定性、継続性を確保するため、昭和31年に制度が改められ、その後、社会情勢に対応した改正が行われてきております、御案内かと思えます。国においては現在新しい時代に対応した教育改革を図るため、教育行政の地方分権化を進め、教育委員会の機能充実を図り、主体的な教育行政が

行われるようにするための取り扱いが進められておるようでございます。

本市においては教育委員に適任者をお願いしており、教育委員会制度がうまく機能されているものと思っております。今後とも地方自治体の基本的組織である現行の教育委員会制度については、地域に根差した教育行政が円滑に展開されるよう充実発展していくことが望ましいと考えております。

次に、平塩橋に対しての污水管の添架の問題でございます。

平成8年の3月に、全市の生活排水について計画的かつ効率的に整備していくために、平成7年6月に寒河江市生活排水整備検討委員会が設置され、整備方法などさまざまな点から検討された結果、報告書「寒河江市生活排水処理施設整備計画」として報告されたものでございます、平成8年3月。その中に平塩橋への暫定添架（既設橋への暫定添架可能）とあるわけでございます。暫定添架も可能ということでございますが、整備計画が検討された当時、平塩地区民の下水道に対する強い関心があったことや、平塩橋のかけかえについて話題となり、新しい橋ができるまでということでは暫定添架も可能ではないかということから、概略ではありますが、重量計算を行い、このような表現になったものと思っております。

しかしながら、当地区の下水道整備は最上川を渡さなければならないということで橋の問題が当然あるわけございまして、昨年12月の一般質問で答弁申しあげましたように、平塩橋につきましては河川管理者との占用協議が必要であることや、幅員が狭く車両の交互交通が容易でないこと、構造上の課題があり、既設橋への添架については検討してまいりたいと申しあげたところでございまして、また、新しい橋をも視野に入れながら検討を進めているところでございます。

その一つが、現在、任意合併協議会で進めているところの建設計画でございますが、これは1市2町から出された事業を協議会で取りまとめ、新市の建設計画としてまとめられるものであります。本市としての協議会に提出する事業の一つに平塩橋をも考えておるところでございます。しかし、これは合併が実現した場合に実施される事業であります。これらを踏まえて現在のところ平塩地区・中郷地区の污水排水については将来的にも構造上でも、新しい橋に添架することが最も望ましい整備の方法でないかと思っております。

なお、平塩地区の排水処理につきましては、ことしの9月に寒河江市排水処理基本計画を見直し、醍醐地区とともに合併処理浄化槽に対する補助区域に加えたところであり、下水道が整備されるまでの間、合併浄化槽で対応することとしておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

---

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 合併問題についての中学校の給食の取り扱いについてお答えいたします。

さきの佐藤議員にお答えしたことを繰り返すことになってますが、合併により必ずしもすべての施策が画一的に統一された上、新市が発足するというものではないということでございます。

協議会によりますと、合併に向けた任意協議会としてのそれらの事務事業の調整方針としては、現行どおりとするもの、合併時に統合するもの、合併後に統合するもの、新しく制度化し合併時に施行するもの、合併後新制度を策定するものなどを初め、大きく七つの分類により調整作業が進められてきているところです。

本市教育委員会としては、合併協議会の分科会において現行どおりとすることを申し述べてきたところであり、この12月13日の協議会に向けた調整方針の案が作成されているようでございます。

不均衡や不平等が生じてはならないということについてでございますが、教育上の課題においてもそれぞれの地域における状況や経過があることでございますし、それを尊重することも必要なことと思われま。

中学校給食を含め地域のさまざまな経過や状況、施策を尊重することによって、合併に当たり必ずしも画一的に統一されなくても不均衡や不平等と評価すべきものではないと考えます。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 最後の教育委員会からの答弁については、即興というようなこともあって、私の求めた内容とは若干違いますが、2問目ということでお聞きをしていきたいというふうに思います。

後先になって恐縮ですが、私が聞いた趣旨は市長もこの間、合併というふうなことで必要性についていろいろ申されてきております。それは先ほどのを繰り返すこととなりますけれども、日常生活圏の拡大に伴って住民の行政ニーズも市町村の枠を越えて公平性の確保や、あるいは従来の行政区の枠では十分に対応し切れないものになっているものが行政課題として発生しているというふうなことも言われています。

そこで、私はそうしたことが、例えば中学校給食などにも見られるのではないかというふうに思っているわけでありまして。例えば、保護者が山形市に勤めたり、あるいは朝日町に勤めたり、西川町に勤めたり、そういう中で何で寒河江だけが中学校給食ができないんだろうと、こういうふうな恐らく話が出ているというふうに思いますね。そうしたことによるニーズといえますか、住民のニーズがそうした要望書とか、あるいは署名運動になって出てきているというふうに思われますけれども、それこそ、この間、市長が言われた合併の必要性を問われている中身ではないのかなとこういうふうに私は思っているわけでありまして。

そこで、必ずしも統一されるものではないということで、それは不平等や不均衡とは違うというようなことを申されました。

繰り返すようで恐縮であります。合併はそれぞれの行政サービスがあるわけでありましてけれども、できるだけ統一をするというふうなことが、一つは求められるのではないかなとこういうふうに思います。それは、言うまでもないことでありますけれども、それぞれの施策がそれぞれ違っておたら、合併をする意味なんてないのではないかなとこういうふうに思うんですね。そういうふうな努力もしないで、必ずしも統一されることではないというふうなものを強調されますと、これはいかがなものかなとこういうふうに言わざるを得ないわけでありまして、協議した結果、どうしても合わなかったということは結果的にはあるかも知りませんが、それはですね。しかし、そういうことをやるのが第一義的なものではないかなとこういうふうに思っているわけでありまして、そういうことで、その合併の必要性について云々としているところの見解について、教育委員会は否定なさるのでかというふうなことを聞いたのですが、再度その点について伺っておきたいというふうに思います。

それから、合併特例法の期限後になった場合にどうするのかというような問いを市長にしたわけでありまして、そうしたことは考えていないというような、ならないことは考えていないというようなことでありましたんですが、要するに先ほども言いましたが、期限後では合併のメリットはないんじゃないかというようなことをかなり市民の中にもあるんですね。私もメリットとして具体的にわかるのは、メリットという少し誤解を招くおそれがありますけれども、特例のあめの部分ですね、特例のあめの部分。

それから、もう一つは特別職なんかが減る、あるいは議員なんかも減るということで財政が削減できる。これはただし議員を減らせば、それだけ住民の声が行政に届きにくくなるというふうなデメリットの部分もあるわけでありまして、それだけは具体的に私はメリットとしてわかります。これはやっぱり合併しなければ、それはできないことだということも私はよくわかります。

ただ、ほかのいろいろ言われている合併してやりやすくなるもの、あるいは合併しなくてもできるもの。例えば、広域行政でそれは可能なものも含まれますけれども、そうしたことは非常に抽象的でわかりにくい点がいっぱいあるというふうに思います。

そこで、質問に移りたいというふうに思いますが、市長はこれまで、先ほど申しあげた点にもありますけれども、合併の必要性について広域的な観点からの必要性があるんだということをいろいろ言われてきました。それは日常生活圏の拡大と、市長言うとおりにそのとおりだというふうに思います。地方分権によって都市計画決定などの拡大をされておりますし、こうした生活圏の拡大や自治体権限の強化は、ますます広域行政の可能性

や必要性を大きくしていることは、これは肯定できるというふうに私も思います。しかし、そこからストレートに合併というふうなものを引き出すにはどうしても私は理解できないことがあります。

広域行政については一部事務組合ということで既に対応してきていますし、これまで自治体が合併をしないで広域行政をやってきたのは、つまり住民自治というものを重視をしてきたからではないのかなというふうに考えますが、日常生活圏の拡大と合併に結びつける市長は、肝心の住民自治というふうな視点が欠落をしているのではないかというふうに思えて私はならないわけであります。

従来の市や町の枠組みが交通網や通信網の発達ということで、つまり物理的な空間だけなのかというふうに言いたくなるわけでありますけれども、そこにはやっぱり主人公である住民がいるのだということ、やっぱり強く申しあげたいというふうに思います。日常生活圏の拡大というふうなことで広域性がいろいろと言われてますけれども、この合併については、河北あるいは大江町が加わってないわけでありますから、その合併の効果については、主張はいま一つ説得力に欠けるんじゃないでしょうか。市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、もう一つお尋ねをしますが、財政事情が厳しい中で行政サービスの維持・向上のためにあるいは行政の効率化、あるいは財政基盤の強化を図る必要があるというふうに言われております。実は、私はそうではないんじゃないかというふうに考えておりますが、財政の効率を実現するのは現在の地方財政の危機に対処するためではないかという、地方財政の危機というのは国ばかりでなく市の財政もというものを含みますが、そのためではないかというふうな率直な市民の疑問もあるわけでありますが、その点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つお聞きしておきたいというふうに思いますが、過疎債の関係はどういうふうになるのかお聞きをしたいというふうに思いますが、これは時限立法でありますから、いろいろな問題を含んでますが、この大合併のもとで過疎債がなくなるというふうなことが言われておって危惧もされておりますが、もちろんこれは寒河江が適用になっているわけではありませんけれども、こうした問題について合併と絡みますので、どういうふうになるか教えていただきたいと思います。

それから、合併の関連でもう一つお聞きをしますが、9月定例会でもお聞きをしましたが、ちょうど時間切れになってしまったので、質問することができなかったわけですが、合併に対する懸念の中で「役所が遠くなって不便だ」ということに対して、市長は出張所の設置の協定項目があるので協議会で決定されるが、住民票の写しや印鑑証明書の交付といった窓口サービスを従来と変わらず提供することになって、何ら日常生活に不便を来さないという考えでいますと、こういうふうなことを申されました。

そして、さらに近い将来、情報機器の活用によって、いろいろな場所から申請や証明書が受けられることになると言われておって、そんなに地理的な距離は問題なくなるんじゃないかなと、こういうふうなことであったというふうに思います。

しかし、役所というのは窓口業務ではなくて、いろいろな住民サービスを行うキーステーションになっているというふうに思いますし、いわゆるその地域社会の核であるというふうに思うんですが、分権によって住民参加を保証するような大きな制度改革が必要と言われていたときに、いわゆる役所の顔が見えなくなってしまう、距離的に役所が離れるのに比例して人間関係も希薄になるんじゃないかというふうな心配がありますし、さらに顔が見えなくなると、官僚的な行政運営になるのではないかというふうな心配があります。そうした点について市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それから、自治体の合併を考える場合に、多くの有識者が指摘をしておりますが、やっぱり過去の合併について振り返る必要があるのではないかとこの前も申しあげましたが、朝日・西川の周辺部が廃れるのではないかというような心配があって、そういうふうな御指摘をいただいておりましたので、寒河江市の昭和の合併以降の各地域の人口の推移を見ながら、もちろん人口だけが発展のパロメーターでないという方もおられるというふうに思いますが、それを承知しながら、寒河江の周辺部といえます



か、そうしたところは寂れる一途にあるのではないかということをお願いしたのでありますが、市長はそうした中心部の一体化を図って周辺部をより活気づかせるために必要なんだとこういうことを言われました。

しかし、昭和の合併を考えてみますと、そうした合併後に置かれた支所、出張所は時間の経過とともに廃止をされたり、あるいは縮小されたり、この前の本市の白岩出張所の廃止の問題を見るまでもなく、これまでは一般的なケースだったというふうに思います。

やっぱりこうしたことをきちっと踏まえておく必要があるのではないかというふうに思いますが、その上で合併の議論をすべきなんではないかなとこういうふうに思います。そうした点について、過去のいきさつはこういうふうにあったとこういうことでありますから、これをどのように受けとめられて、合併というものに対して考えておられるのか。それでも周辺部は廃れる心配はないというふうに言い切れるのかどうか、承りたいというふうに思います。

それから、もう一つ合併に絡んでお尋ねしたいというふうに思いますが、市長は任意協議会の会長でありますから、この議員の任期についてであります。この前の合併だよりを見ますと、特例を使いたいというようなことだったというふうに記憶しておりますが、合併の目的の中に、行政の効率化ということがあります。その在任特例というふうなことでは、到底住民の理解は得られないんじゃないかなとこういうふうに私は思うわけですが、そのことについてどういうふうに思われるか、市長に伺っておきたいというふうに思います。

これは、よく言われることではありますが、この特例のねらいの一つに身分を失う議員の反対を少なくするために、この特例を使うということがよくあるそうであります。そうした点も踏まえて、どのように協議会ではお話がなされたのか承りたいというふうに思います。

それから、財政シミュレーションについてであります。半分は私、市長の言うことがわからないことないわけではありますが、ただ現に、全国の自治体の中で今合併をめぐるって推進をされているところや、あるいは独自の自治体でやっていくというふうなところやいろいろあるわけではありますが、その中でいろいろな財政シミュレーションなんかを出して住民に提起をしております。20年後までの財政的なシミュレーションを出しているところはそう珍しくありません。そういうことで、住民が判断する自己決定、自己責任だというようなことであれば、ぜひそうしたことも研究なさせて、住民の前に提示する必要があるのではないかというふうに思います。そうでなければ自己決定、自己責任というようなことは果たせないんじゃないかということをお願いして、再度御見解を承りたいというふうに思います。

それから、教育委員会制度についてもお尋ねをしたところでもありますけれども、半分は正直言って私は胸をなでおろしたところでもあります。現行制度の中で充実発展するようにやっていきたいということでもありますから、ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに考えております。

それで、質問の一つのねらいの趣旨は、それはそれで私は達成したというふうに思っていますが、市長のお気持ちは十分わかったというふうに思っておりますけれども、ただ、理念どおりに今教育委員会が運営なされているのかというふうなこと、あるいは、いわゆる長である市長が教育委員会に対して介入はないのか、こういうふうな素朴な疑問を私は持っております。

例えば、先ほどの中学校給食の話を持ち出すまでもないことではありますが、市民の中には市長が中学校給食を実施すると、こういうふうには言えなるといふんじゃないかと。市長は絶対しないというふうな話をしたんねがやと、こういうふうな話があるんですね。

そういうことを言われると、そういうことがあるのかなというような、何回も言われますと私もそういうふうになってくるわけではありますが、そこで私もそうしたことがあるのかどうか、ずっと自問自答してきたわけがあります。最近では、もしかしたらそういうこともあるのかなと、こういうふうに思い始めております。

というのは、例えば、私たちがこうして一般質問を教育委員会に対して行いますと、前段に市長部局といいますが、答弁書を市長部局に上げてやるんだそうですね。事務方より聞きますと、そうであるというふうな話を聞

くわけではありますが、そこでいろいろチェックを受けて、私どもに答弁がされるのではないかなという懸念を持っております。

それから、もう一つは質問の趣旨を申しあげる際も言いました。今回の市長に対する質問に対して、今回私には教育委員会の方から、どういうふうな質問内容ですかというふうな聞き取りがあったわけであります。こうした点からすると、教育委員会の建前からすれば、これは実におかしな話じゃないでしょうかね、市長。

そこで、ずっとここしばらく注意して見ておったんですが、チェックであるかどうかは別にして、教育委員会の答弁が何人かの当局の課長初め皆さんが、教育委員長の答弁を次のページに移したように、同じくやっぱり次のページにみんな、みんなじゃないけれども、何人かが読み合わせをしているような形で、間違いがあるのかどうかチェックしているのかわかりませんが、やられているんですね。

したがって、そうしたところを見ると、あながち答弁書が事前に一般行政の当局に渡っていて、それがチェックを行われているなんて詮索することも間違っていないのではないかなとこういうふうに思っているわけですが、そうしたことについて、現行制度を守ってきちっと対処したいというような市長の考えであったわけでありますが、それに対する御見解も承りたいというふうに思います。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何ですか、この質問、第2問は。1問に通告したやつと大分違ってあって、新しく追加したようでございますけれども、こういうのは議長、差し支えないんですか、これ。こういうのに答弁する必要あるんですか。

佐竹敬一議長 通告に従った質問のみにしてください。

佐藤誠六市長 だとすると、通告したのみに答弁ということになりますと……、これは。

第1問につきましては、特例法の期限後とした場合の見解ということに答弁を求めているようでございますけれども、今、第2問で申しあげたようなことにつきましては、これとどの関係あるのですか、そこをお尋ねしたいところでございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 全部かかわりがあるでしょう。これ3問目でないべね。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 質問を議長、はっきり区分けしてください。

佐竹敬一議長 市長、1問の質問に関連あるのみにについての答弁だけ願います。

佐藤誠六市長 議長がそう言うんでしたならば、あるだろうと思われるようなところを答弁させていただきますけれども。

一つは日常生活圏と社会経済圏と一体化しているということで、行政区の壁というものがかえって邪魔になってくるのじゃなからうかなと、こういうようなことから申しあげれば、行政区の壁とそういう日常生活圏を一体化にしようというようなことを考えておるわけでございます。

それから、それぞれの自治体が持っているというようなものを一体化することによって、さらにまた、新しい自治体というものがつくり上げられると、あるいはつくり上げていくところの努力ということが必要だろうとこう思っております。

それから、広域的になることがどうのこうのというようなことは、余り関係のないことでございますし、過疎債云々なども余り特別に関係が出てこないのかなというような気がするわけでございます。

それから、過去の合併を見ますと周辺の自治体が活性化しないというような話がございましたけれども、これも余り関係は出てこないだろうと思っております、ですから何を答弁すれば、どのように答弁するのか、わからないということで。

佐竹敬一議長 関係あるもののみで結構です。

佐藤誠六市長 それから、交付税のシミュレーションの関係でございますが、先ほど答弁したのと同じでございます、20年後の実態というようなものをと、これは非常にわかりにくい。ですから、10年後ぐらいで、10年後も難しいから、あるいは前期と後期と分けまして中長期的なシミュレーションというものを考えていくべきだろうとこのようなことを申しあげたところでございます。

それから、特区のことでございますが、これは私も新聞等を見まして、これはすごいことを特区として提出されたなど、こんなことを思ったところでございまして、こうなりますと自治体の破壊でございます、崩壊でございます。それが特区と言われるものかなと、特区になじむのかなというようなことを見たところでございまして、行政、自治体が市町村長も要らない、もちろん教育委員会も不必要になったというようなことになりましたならば、新たな自治体というものをここで立ち上げていかなくちゃならないというようなことは、これが現行法での特別構造改革の中で望んでおるところの規制緩和なり、あるいは経済的なメリットというようなものが、こういうことに当てはまるのかなというようなことをつくづく思ったところでございまして、ましてや現在はこういう法律がはっきりしておるわけでございます。

地教行法の中で教育委員会を置く、あるいは教育委員会の所掌業務という中に、学校給食に関することというようなことを所掌業務の中に入れておるといったことがはっきりしておる中でございますから、これらが特区というようなものの範疇に入ってくるのかなというようなことを疑問に思ったところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 教育委員会としては、中学校給食について、市内の子供たちの幸せを考えて合併協議会の分科会において現行どおりとすることを申し出てきたところであります。

合併問題についてお尋ねがありましたが、お答えする立場にありませんので答弁を差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

佐竹敬一議長 内藤議員に申しあげますけれども、通告質問事項に絞って、ひとつ質問の方をお願いします。

内藤 明議員 もちろん私は通告に従って2問目で新たな展開をしているわけですよ。市長は、こんなことを言っただけで大変失礼ですが、特区についての話も確かにしましたね。だけれども、2問目ではそんなことを聞いていないんですよ、全然。いわゆる教育委員会の現行制度を発展させていきたいと、こういうふうなことがあったわけですよ。それについて、こういうふうな実態があるのじゃないですかという心配をもとに聞いているにもかかわらず、全然答えてないじゃないですか。実態をこういうふうになっているんじゃないですかと、こういうことを心配して、そういうことをお尋ねしているんです。私は逆になぜ答えないのかなとこういうふうにいるんですね。

例えば、過疎債も関係ないなんて、ちらっと聞こえましたんで、過疎債の関係は合併特例との関係で、期限後は考えてないというふうに言ったもんですからね。どういうふうになるんですかということ聞いたんですよ、関係ないですか、これは。みんな関係あるでしょう。だから、私は2問、3問なんて準備しておいた、事前に準備してどうのこうのなんて言いませんから、あるいは答弁として内容が準備されていないものがあるかも知りませんが、関係ないなんていうふうに言われますと、大変困るんです。そうしたことについて、きちっとやっぱり前段の話を聞いていただいて、御答弁をいただきたいというふうに思いますけれども。

こんなことを言って時間を費やしてもしょうがないですから3問目に入りますが、教育委員会には答える立場がないというふうなことがありました。中学校給食に絡んで、取り扱いに絡んで。

これもじゃ、例えば当局に聞くと、私の方に質問、通告がなっていないというふうになるのかどうか分かりませんが、要するに広域圏の拡大というか、そういうようなことで生活圏が拡大してきたということで、いろいろな住民ニーズが広域的に、あそこがやって、ここがやらないのはおかしいんじゃないかというような話が出てきていると。そういうふうなことが住民のニーズとして、合併が必要だと言われているときに、そのものを否定なさるんですかというふうな聞き方をしているんですが、これも、私は教育委員会ということに通告していたわけですが、市長がもしお答えになれるとすれば、それはぜひお答えしていただきたいと思いますが、また教育委員会でも、別にそれは否定しないんだとか、否定していない。別にそういうふうに答えたって一向に構わないというふうに思うんです。答える立場がないということは、私はどうなのかなというふうに思います。

じゃ、もう一つ具体的にお聞きしますが、そうした今出されたものが、中学校給食について任意協議会の方に出版されている問題が、例えばそのまま実施をされたとしますと、2年後3年後はどういうふうになるのかお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、肝心なことを忘れていました。さっき別なことばかり聞いて肝心なことを忘れていました。下水道計画の関係ですが、新たな橋をかけて、そこにかかけたいというようなことがありましたが、例えばそれも合併を前提としているわけですね。もし合併をしない場合はどういうふうなことをしようというふうに現在お考えになっているのか。

先走って申しわけないんですけど、合併しないことは考えてないというような答弁があるかどうか分かりませんが、当然もう1年も経過しているわけでありますから、そうした点についてもお答えを願いたいというふうに思います。

2問目、もう一回繰り返しますか。でも、また同じような見解を多分言われるんでしょうから、それはそれでしょうがないのかなというふうに思いますけれども、ただ最後に申しあげますが、きちっと趣旨をとらえていただいて、関係ないなんてやっぱり言わないで、ぜひ誠意を持ってお答えいただきますようお願いして終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 平塩橋と下水道の問題ですけれども、合併しない場合はどう添架するのかと、どういう橋に添架して処理するのかというようなことになろうかと思いますが、あそこを通っているところの下水道管等々から見ましたならば、平塩橋がルートとして最も妥当な線かなというような気がしておるわけでございまして、そういう中で先ほど申しあげましたような合併した場合のあの平塩橋というようなものを考えていきたいとこういうことございまして、それ以上のことは今の段階で何とも申しあげられません。以上です。（「教育委員会に対する介入というのはどうなのか」の声あり）

散 会 午後1時39分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会します。  
どうも御苦労さまでございました。